

宮崎大学学生アルバイト制限職種基準

平成19年10月 1日改正

宮崎大学学生支援部学生生活支援課

本学においては、学生にとって好ましくないと考えられる下表の職種等のアルバイトについては取り扱わないこととする。

	具体例	理由及び参照事項
1 危険を伴うもの	1. プレス、ボール盤、旋盤、断裁機など自動機械の操作業務 2. 高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い業務 3. 自動車、バイク等の運転業務 4. 線路、交通の頻繁な道路上での作業（測量・白線引き・交通整理等） 5. 土木、水道工事、建物建設等の現場作業（内装工事は除く） 6. 2階以上の高所での作業（ガラスふき・器具の取り付け等） 7. ヘルメットの着用を必要とする作業 8. 警備員（会場整理・誘導・受付業務は除く）	危険・事故が伴う。 免許を必要とし危険度が高い。 事故を起こしたり事故に巻き込まれる恐れがある。また、事故を起こした場合経済的・精神的負担が大きく刑事責任まで負うことになる。 危険度が高い。 落下物・転落・建物倒壊等の危険度が高い。 転落等の危険度が高い。 危険度が高い。 "
2 人体に有害なもの	1. 農業・劇薬など人体に有害な薬物の取り扱い（メッキ作業・白蟻駆除等） 2. 特に高温・低温の作業、塵埃、粉末、有毒ガス、騒音の著しい中での作業 3. 長期継続の深夜作業	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。 " "
3 法令に違反するもの	1. 労働争議に介入する恐れがあるもの 2. 営利職業あっ旋業者への仲介あつ旋（家庭教師等を派遣する事業主への紹介を含む） 3. マルチ・ネズミ講商法に関するもの 4. 出来高払い（一定額の賃金保証のないもの） 5. 募集・採用を男女別に設定し、性別により異なる条件のあるもの	職業安定法20条参照。 職業安定法の趣旨に反する。 無限連鎖講の防止に関する法律参照。 労働基準法27条参照。 男女雇用機会均等法参照。
4 教育的に好ましくないもの	1. 街頭でのチラシ配り、投函、ポスター貼り等の業務 2. 不特定多数を対象とした街頭調査、訪問調査、電話調査業務 3. 訪問販売、勧誘、集金等の業務 4. 競馬、競輪場等、ギャンブル場内での業務 5. バー、キャバレー、雀荘、パチンコ等の風俗営業の業務 6. 酒席での接待業務 7. 選挙に関連する一切の業務 8. スパイ行為、興信所業務に類する調査	内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。 相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。 トラブルの原因となることが多い。 教育的に好ましくない。 " 教育的に好ましくない。トラブルの原因となることが多い。 18歳未満者の選挙関与禁止、特定の政党や候補者を応援することは好ましくない。また、選挙違反等のトラブルに巻き込まれるおそれがある。 トラブルの原因となることが多い。
5 その他	1. 人命にかかわることが予想される業務 2. 労働条件が不明確なもの 3. 人員の限定を条件とするもの 4. 宗教の布教にかかわる活動に関するもの 5. 学生を紹介しても採否の連絡がなかったり、正当な理由がなく採用されないことがしばしば繰り返されるもの 6. 登録制のもの、又は人材派遣事業に類するもの 7. その他、学生にふさわしくないと判断されるもの	水泳指導員、水泳監視員、ベビーシッター等。 賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払い方法等 に関することが明記されていないもの。 10人採用募集中1人でも欠けると他の9人を不採用とするもの。 学内で特定宗教の布教が行われるおそれがある。 本学での管理が不可能でありトラブルの原因となることが多い。